吉野川市社会体育施設における警報・特別警報発表時の対応基準 気象警報及び特別警報が発表された場合の社会体育施設の対応は次のとおりとします。

	発 表 内 容	対 応
(1)	暴風警報	
(2)	暴風雪警報	
(3)	大雨特別警報	発表時に閉館
(4)	大雪特別警報	
(5)	暴風特別警報	
(6)	暴風雪特別警報	
(7)	大雨警報	
(8)	洪水警報	通常通り開館
(9)	大雪警報	※山川総合グラウンドについては 発令時に閉鎖

- ※1 災害による被害状況等から判断し、上記以外でも臨時閉館する場合があります。
- ※2 閉館対象となる警報が解除されても、以下の場合、臨時に閉館する場合があります。
 - ・市社会体育施設の被害状況を調査中の場合
 - ・市社会体育施設が被害を受けて使用できない場合
 - ・市社会体育施設が避難所になった場合
 - ・台風や豪雨が去っても引き続き増水や土砂災害の危険が予想される場合
 - ・その他、吉野川市が開館すべきでないと判断した場合
- ※3 利用中に閉館しなければならない警報・特別警報(1)~(6)が発表された場合は、速やかに利用を中止し、解散してください。ただし、帰宅困難な場合にある時は、館内で一時待機し生涯学習課まで連絡をしてください。